



茨城県報 第 5 3 9 号

平成6年4月11日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●平成6年度第1次募集期間ならびに採用試験の期日及び試験場(地方課).....	1
●施術機関の指定(社会福祉課).....	2
●救急告示病院の申出の撤回(医療整備課).....	3
●救急病院の認定(").....	3
●徴収事務の委託(成人病対策課).....	3
●普通職業訓練短期課程に係る訓練科, 訓練生の定員及び訓練期間(職業能力開発課).....	3
●徴収事務の委託(林政課).....	4
●道路の供用の開始(道路維持課).....	4
●急傾斜地崩壊危険区域の指定(3件)(ダム砂防課).....	5
●土地改良区役員の就退任(2件)(土地改良事務所).....	6
●土地改良区役員の住所の変更(").....	7

(大規模小売店舗審議会)

●第2種大規模小売店舗における小売業に関する公示(3件).....	8
-----------------------------------	---

公 告

●第23回採石業務管理者試験の実施(工業振興課).....	9
●卸売業務の許可(園芸蚕糸課).....	10
●県営土地改良事業計画(2件)(農地管理課).....	11
●県営土地改良事業計画の変更(").....	11
●公共測量の終了(2件)(用地課).....	12
●開発行為の工事完了(4件)(建築指導課).....	12
●道路の位置の指定(4件)(").....	13
●建築協定の認可(").....	14

(監 査 委 員)

●監査の結果の公表.....	14
----------------	----

告 示

茨城県告示第521号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条, 第117条及び第118条の規定による平成6年度第1次募集期間並びに採用試験の期日及び試験場は次のとおりである。

平成6年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- ・ 男子(2等陸士, 海士, 空士)

1 募 集 期 間 平成6年4月1日から平成6年30日まで

2 試 験 期 日 志願票受付時に指定

3 試 験 場

自衛隊茨城地方連絡部 水戸市三の丸 3-11-9
TEL 0292-31-3315

同 日立出張所 日立市助川町 1-1 日立市役所内
TEL 0294-21-1524

同 水戸募集案内所 水戸市中央 2-7-37
狩野ビル 2階
TEL 0292-26-9294

同 土浦募集事務所 土浦市富士崎 1-17-3
鈴木ビル 3階
TEL 0298-21-6986

同 土浦募集事務所 土浦市右舂町 2410
霞ヶ浦分駐所 TEL 0298-41-4190

同 下館募集事務所 下館市二木成 80-1
みすじビル 4階
TEL 0296-22-7239

同 鹿島募集事務所 鹿島郡鹿島町大字宮中 2151-1
第 2 大福岡本ビル 2階
TEL 0299-82-6061

・ 女子 (2等陸士, 海士, 空士)

1 募 集 期 間 平成 6 年 8 月 1 日から平成 6 年 9 月 14 日まで

2 試 験 期 日 平成 6 年 9 月 20 日

3 試 験 場

陸上自衛隊勝田駐屯地 勝田市勝倉 3433
TEL 0292-74-3211

茨城県告示第522号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条の規定による施術機関について, 次のとおり指定した。

平成 6 年 4 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	施術者氏名	住 所	施 術 者	区 分	指定年月日
566	関 沢 義 信	猿島郡総和町上辺見 3013	世田谷第2整骨院 古河市横山町 3-1-26	柔道整復	6. 3. 30
567	大須賀 伸 男	稲敷郡桜川村三次 1149	大須賀接骨院 東京都板橋区本町 11-6 本町田中ビル 101号	〃	6. 3. 30

茨城県告示第523号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である次の病院については、その開設者から同令第2条第2項の規定による申出の撤回があったので、同項の規定により告示する。

平成6年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
菅 谷 病 院	西茨城郡岩間町下郷4425-37

茨城県告示第524号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院である。

なお、当該救急病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成9年4月10日である。

平成6年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
医 療 法 人 浩 成 会 菅 谷 病 院	西茨城郡岩間町下郷4425-37

茨城県告示第525号

地方自治法（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり茨城県健康科学センターに係る使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成6年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受 託 者 財団法人茨城県総合健診協会

2 受託に係る使用料

茨城県健康科学センターの設置及び管理に関する条例（平成3年茨城県条例第9号）に基づく使用料

3 委 託 の 期 間 平成6年4月1日から平成7年3月31日まで

茨城県告示第526号

茨城県県立職業能力開発校規則（昭和54年茨城県規則第10号）第2条の規定により、平成6年度の普通職業訓練短期課程（委託訓練）に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間を次のとおり定める。

平成6年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

訓練の種類 訓練課程	普通職業訓練			
	短期課程			
校名 区分	訓練科名	定員	訓練期間	訓練開始月
茨城県立水戸産業技術専門学院	オフィスビジネス科	20人	6月	9月
	ファッション産業科	10人	6月	6月
	介護サービス科	15人	6月	6月
茨城県立日立産業技術専門学院	O A 事務科	10人	6月	9月
茨城県立土浦産業技術専門学院	オフィスビジネス科	30人	6月	6月
	家屋営繕科	15人	6月	9月
	造園科	20人	6月	5月
茨城県立三和産業技術専門学院	O A 事務科	20人	6月	4月・10月

茨城県告示第527号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、次のとおり茨城県自然観察施設に係る使用料及び入園料の徴収事務を委託した。

平成6年4月11日

茨城県知事 橋本 昌

- 1 受託者 財団法人茨城県農林振興公社
- 2 受託に係る使用料及び入園料

茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例（昭和54年茨城県条例第27号）に基づく使用料及び入園料

- 3 委託期間 平成6年4月1日から平成7年3月31日まで

茨城県告示第528号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成6年4月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年4月11日

茨城県知事 橋本 昌

- 1 路線名 県道 水戸鉾田佐原線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡鉾田町大字鉾田字中根562番1地先から
鹿島郡鉾田町大字塔ヶ崎字石川1017番3地崎まで
- 3 供用開始の期日 平成6年4月13日

茨城県告示第529号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課及び茨城県土浦土木事務所において縦覧に供する。

平成 6 年 4 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 区域の名称 伊丹地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から2号を結んだ線、標柱2号から町道1-6号線南側境界線に沿って3号までを結んだ線、標柱3号から7号までを順次結んだ線及び標柱7号と1号を結んだ線に囲まれた区域。

郡名	町村名	大字名	字名	地番等	標柱番号	備考
筑波郡	伊奈町	足高	猿舞	1902	1	境界線上の点
〃	〃	伊丹	町屋敷	2831		
〃	〃	〃	〃	2832	2	各々の交点
〃	〃	足高	猿舞	1901		
〃	〃	町道1-6号線				
〃	〃	伊丹	町屋敷	2794	3	境界線上の点
〃	〃	町道1-6号線				
〃	〃	伊丹	町屋敷	2753	4	
〃	〃	〃	〃	2754	5	
〃	〃	〃	〃	2754	6	
〃	〃	〃	〃	2795-1	7	境界線上の点
〃	〃	〃	〃	2804		

茨城県告示第530号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課及び茨城県鉾田土木事務所において縦覧に供する。

平成 6 年 4 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 区域の名称 峯地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線、標柱6号から村道2094号線北側に沿って標柱7号までを結んだ線、標柱7号から県道茨城鹿島線東側に沿って標柱8号までを結んだ線及び標柱8号と1号を結んだ線に囲まれた区域。

郡 名	町 村 名	大 字	小 字	地 番 等	標柱番号	備 考
鹿 島	大 洋 村	梶 山	峯	5 9 8 - 1	1	
"	"	"	"	5 9 1	2	
"	"	"	ア ヅ チ	5 8 9	3	
"	"	"	"	5 7 4	4	
"	"	"	白 内	5 6 9	5	
"	"	"	"	5 3 5 村道 2 0 9 4 号線	6	境界線上の点
"	"	"	中 宿	5 2 4 - 1 県道茨城鹿島線	7	"
"	"	"	"	5 1 9 - 1 5 2 3 5 2 3 - 1	8	各々の交点

茨城県告示第531号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課及び茨城県鉾田土木事務所において縦覧に供する。

平成 6 年 4 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 区域の名称 妙儀台地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から3号までを順次結んだ線、標柱3号から村道3199号線北側境界線に沿って標柱4号までを結んだ線、標柱4号から5号まで結んだ線及び標柱5号と1号を結んだ線に囲まれた区域。

郡 名	町 村 名	大 字	小 字	地 番 等	標柱番号	備 考
行 方	北 浦 村	山 田	寺 後	1 8 5 7 道路	1	境界線上の点
"	"	"	宿 後	1 9 0 5 - 1	2	
"	"	"	宿	村道 3 1 9 9 号線 1 2 6 2 - 2	3	境界線上の点
"	"	"	宿	村道 3 1 9 9 号線 水路	4	境界線上の点
"	"	"	宿	1 2 7 8 - 2 水路	5	境界線上の点

茨城県告示第532号

東茨城郡茨城町大字小堤1743番地の5に事務所を置く川根土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 6 年 4 月 11 日

茨城県水戸土地改良事務所長 稲 葉 忠

1 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡茨城町大字奥谷 6 7 7 番地	理 事	安 島 栄 一	

茨城県告示第533号

水戸市八幡町10番地3号に事務所を置く根本土改良区から、次のとおり役員が就退任した旨土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成6年4月11日

茨城県水戸土地改良事務所長 久 慈 林 誠 一

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
水戸市八幡町10番3号	理 事	川 又 重 男	
〃 金町3丁目4番19号	〃	坏 勇	
〃 根本町3丁目760番地の2	〃	竹 内 健 二 郎	
〃 〃 2丁目748番地の7	〃	川 又 重 雄	
〃 〃 2丁目597番地	〃	岡 田 隆 之	
〃 金町1丁目2番8号	〃	栗 原 昭	
〃 根本町3丁目1545番地	〃	川 又 英 明	
〃 〃 3丁目798番地の4	〃	高 田 操	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
水戸市八幡町10番3号	理 事	川 又 重 男	
〃 金町3丁目4番19号	〃	坏 勇	
〃 根本町3丁目760番地の2	〃	竹 内 健 二 郎	
〃 〃 2丁目748番地の7	〃	川 又 重 雄	
〃 〃 2丁目597番地	〃	岡 田 隆 之	
〃 金町1丁目2番15号	〃	岡 田 信 一	
〃 根本町3丁目1545番地	〃	川 又 英 明	
〃 〃 3丁目798番地の4	〃	高 田 操	

茨城県告示第534号

行方郡潮来町大字延方4187番地に事務所を置く潮来出島土地改良区から次のとおり役員の住所変更があった旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成6年4月11日

茨城県鉾田土地改良事務所長 郡 司 脩

1 変更前

氏 名	職 名	住 所
河 井 眞 吉	理 事	行方郡潮来町大字延方乙811-1

2 変更後

氏 名	職 名	住 所
河 井 眞 吉	理 事	行方郡潮来町大字延方甲1783-3

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第17号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては、事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業振興課内)に到着するように提出して下さい。

平成6年4月11日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称
株式会社カワチ薬品
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社カワチ薬品石岡店
石岡市東光台3丁目3984番1外
- 3 閉店時刻 午後7時30分
- 4 休業日数 年間28日

茨城県大規模小売店舗審議会告示第18号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては、事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業振興課内)に到着するように提出して下さい。

平成6年4月11日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称
株式会社セイブ
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社セイブ勝田市毛店
勝田市市毛字原坪953-7外
- 3 閉店時刻 午後8時
- 4 休業日数 年間15日

茨城県大規模小売店舗審議会告示第19号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成6年4月11日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称
みどり堂ビバスポーツ株式会社
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
ビバスポーツ水戸店・フィット水戸50号バイパス店
水戸市元吉田町1012-3外
- 3 閉店時刻 午後8時
- 4 休業日数 年間20日

- 1 届出者の氏名又は名称
株式会社キャビン
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
ビバスポーツ水戸店・フィット水戸50号バイパス店
水戸市元吉田町1012-3外
- 3 閉店時刻 午後8時
- 4 休業日数 年間20日

公 告

◎第23回採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定に基づいて知事が行う採石業務管理者試験については採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号、以下「規則」という。）第8条の7の規定により次のとおり公告する。

平成6年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 試験期日及び時間
平成6年6月7日（火）午前10時から午後0時30分まで
- 2 試験場所
水戸市柵町1丁目3番1号
茨城県水戸合同庁舎2階大会議室
（都合により試験場所を変更したときは、受験者に通知する。）
- 3 受験願書受付期間

平成 6 年 5 月 9 日 (月) から平成 6 年 5 月 16 日 (月) まで

郵送の場合は、「書留便」とし、封書の表に「採石業務管理者試験願書在中」と朱書して上記期間に必着するよう発送すること。

4 受験願書提出先

最寄りの地方総合事務所商工労政課（日立商工分室を含む。）

なお、地方総合事務所の所在地等は次のとおりである。

- (1) 水戸市柵町 1 丁目 3 番 1 号
茨城県県北地方総合事務所 商工労政課
- (2) 日立市幸町 1 丁目 2 1 番 2 号（日立市商工会議所会館内）
茨城県県北地方総合事務所 日立商工分室
- (3) 鹿島郡鉾田町大字鉾田 1 3 6 7 - 3
茨城県鹿行地方総合事務所 商工労政課
- (4) 土浦市真鍋 5 丁目 1 7 番 2 6 号
茨城県県南地方総合事務所 商工労政課
- (5) 下館市二木成 6 1 5 番地
茨城県県西地方総合事務所 商工労政課

5 試験科目

（法令） 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。）

（技術） 岩石の採取に関する技術的な事項

6 受験手続

(1) 提出書類

- ア 受験願書 所定の様式（規則第 8 条の 9 様式第 9）を使用すること。
- イ 履歴書 所定の様式（規則第 8 条の 9 様式第 10）を使用すること。
- ウ 写真 縦 3.5 センチメートル横 2.5 センチメートル、脱帽、正面向、上半身出願前 6 か月以内に撮影したものを 2 枚用意し、裏面に氏名、年齢、撮影年月日を記載して、1 枚提出すること。もう 1 枚は、後日送付する受験票にはり付け当日持参すること。

エ 住民票

(2) 受験手数料

受験願書提出と同時に茨城県収入証紙をもって 7, 4 0 0 円を納付すること。

7 合格発表

茨城県商工労働部工業振興課及び受験願書提出先である各地方総合事務所商工労政課（日立商工分室を含む。）に掲示するとともに合格者に通知する。

●卸売業務の許可

卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 58 条第 1 項の規定により、卸売業務を平成 6 年 3 月 31 日付けで次のとおり許可した。

平成 6 年 4 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 卸売業務を行う市場の名称

地方卸売市場 北関東フラワーオークション

2 卸売業務を行う市場の位置

東茨城郡美野里町部室 1 2 0 1 番地

3 卸売業務を行う者

北関東花き株式会社

●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき，県営三和西部地区土地改良事業（排水対策特別）につき計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 6 年 4 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営三和西部地区土地改良事業（排水対策特別）計画書の写し

2 縦覧期間

平成 6 年 4 月 12 日から平成 6 年 5 月 2 日まで

3 縦覧場所

三和町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき，県営三和西部地区土地改良事業（区画整理）につき計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 6 年 4 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営三和西部地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し

2 縦覧期間

平成 6 年 4 月 12 日から平成 6 年 5 月 2 日まで

3 縦覧場所

三和町役場

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき，県営小田地区土地改良事業（区画整理）計画を変更した。

なお，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 6 年 4 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営小田地区土地改良事業（区画整理）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成 6 年 4 月 12 日から平成 6 年 5 月 2 日まで

3 縦覧場所

つくば市役所

新治村役場

◎公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成6年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 水海道市
- 2 作業種類 公共測量（土地区画整理現況図作成）
- 3 作業終了日 平成6年3月25日
- 4 作業地域 水海道市豊岡町区域

- 1 測量機関 高萩市
- 2 作業種類 公共測量（土地区画整理に伴う基準点測量）
- 3 作業終了日 平成6年3月10日
- 4 作業地域 高萩市本町，東本町，高戸地域

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成6年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
勝田市高場字下道下2023番，2024番，2025番，2026番，2027番，2028番まで
- 2 事業主の住所及び氏名
勝田市泉町2番12号
勝田市農業協同組合
組合長理事 黒 沢 威

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
筑波郡伊奈町大字谷井田字北耕地1371，1372-13
- 2 事業主の住所及び氏名
筑波郡伊奈町大字谷井田1246-4
株式会社 吉原興産企画
代表取締役 吉 原 繁 夫

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
取手市寺田字惣代4845番2，同番3，4846番2，4847番2，同番4，同番5
- 2 事業主の住所及び氏名
取手市白山2丁目6番30号

渡 辺 敏 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町荒川本郷字鶉原2114番1の一部, 2115番1の一部, 2117番1の一部, 同番2の一部, 2119番の一部, 2150番1, 2151番1の一部, 2152番, 2153番の一部, 2154番, 2155番1の一部, 2156番

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町荒川本郷2114番地

川 上 昇

◎道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成6年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
宮土木指令 第 588 号	6. 3. 30	井上 信子	勝田市枝川1521番2	那珂郡大宮町石澤字香作 1586番5, 同番14	メートル 4.1	メートル 31.6
潮土木指令 第 174 号	6. 3. 31	佐久間 一男 (他4名)	東京都北区豊島 1丁目39番5号	鹿島郡大野村大字荒野字仲 台1573番127,1573番310	4.20	23.00
潮土木指令 第 175 号	6. 3. 31	斉藤 義文 (他7名)	千葉県市川市大州 2丁目2番18号	鹿島郡大野村大字荒野字仲 台1573番123,1573番314	4.20	24.00
水土木指令 第 670 号	6. 3. 24	(株)佐藤 不動産開発 代)佐藤久雄	那珂郡那珂町菅谷 3442-1	那珂郡那珂町菅谷字原前 2570-16	4.00 6.50	34.77

●建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第3項において準用する同法第73条第1項により建築協定の認可をしたので、同法第76条の3第3項において準用する同法第73条第2項により次のとおり公告する。

平成6年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請人 東京都千代田区内神田2丁目2番1号
弘済建物株式会社
代表取締役 高 木 一 匡
- 2 建築協定の名称 藤代桜が丘（第4-1工区）建築協定
- 3 建築協定区域の位置及び面積
茨城県北相馬郡藤代町押切字押切791-20他
26,176.45平方メートル
- 4 建築協定の内容 藤代町役場において縦覧に供する。
- 5 認可年月日 平成6年3月31日

~~~~~  
( 監 査 委 員 )

## 茨城県監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第3項の規定に基づき、進藤正利の請求に係る監査結果を、次のとおり公表する。

平成6年4月11日

茨城県監査委員 飯 岡 章  
同 潮 田 龍 雄  
同 黒 川 活  
同 鈴 木 恒 寛

## 第1 監査請求の内容及び請求者

## 1 請求の趣旨

## (1) 橋の架換工事について

(ア) 江戸崎町浜と江戸崎町高田渡し場との間を流れる小野川には大正橋（以下「現橋」という。）が架かっている。現在、茨城県竜ヶ崎土木事務所は、現橋の位置で、現橋を架換えるための架換工事を行っている。現橋の通行を確保するため、現橋の5.00m程度下流側に仮橋（以下「仮橋」という。）を建設中である。

(イ) 現橋を使用しながら、現橋より7.00m程度上流側の旧木造橋跡地（以下「旧木造橋跡地」という。）に平成橋（以下「新橋」という。）を建設すれば道路は直線になり、仮橋の必要は無くなるので、茨城県知事に対し、早急に工事中止の勧告をされたい。仮橋の工事に係る費用は違法な支出にあたる。また、新橋の工事完了後は、現橋を歩道橋として使用すれば、現橋の解体工事の費用がかからなくて済む。現橋を解体すると数億円の費用がかかり公金の支出になる。

## (2) 国有地の管理について

(ア) 江戸崎町大字高田字渡し場内旧県道跡地を占有し、住宅や事務所等が建築されているが、国有地に建築を許可したのは無効であるので、知事に対し、撤去させ道路に歩道を建設するよう勧告されたい。

(イ) 小野川河川敷には、寛信、珍満店、倉庫、松本隆、江東建設事務所等の飲食店、事務所等が建築されているが、国有地にどんな理由で建築を許可しているのか。

(ウ) 上記国有地と私有地の境界に境界杭が設置されていない。以前、住民監査請求により、境界杭の設置を求めたが、現在も怠る事実を改めず、放置している理由は何か。早急に設置するよう関係者に勧告されたい。

(エ) 国有地を占有している者は、占有許可証を公示すべきであると住民監査請求をしたが、これも実現せず、放置している。

## 2 請 求 人

住 所 稲敷郡江戸崎町大字月出里273

氏 名 進 藤 正 利

## 第2 請求の受理

本件請求のうち、上記1の請求の趣旨(1)「橋の架換工事について」は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成6年2月25日受理した。

請求の趣旨(2)「国有地の管理について」は、住民監査請求の対象にはあたらないので却下する。

## 第3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対しては、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、平成6年3月17日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

## 第4 監査の実施方法

竜ヶ崎土木事務所から徴した資料の調査、事情聴取及び現地調査により実施した。

## 第5 監査の実施

### 1 監査の対象事項

請求人は、「大正橋の架換工事については、現橋を使用しながら、旧木造橋跡地に新橋を建設すれば、現在建設中の仮橋は不要であり、仮橋の工事に係る費用は違法な公金の支出にあたる。また、工事終了後、現橋を歩道橋として使用すれば、現橋の解体工事も不要となるので、費用がかからなくて済む」と、主張している。そこで、現橋の位置で架換えする場合と、旧木造橋跡地に新橋を建設する場合を比較し、いずれが合理的かつ経済的であるかを監査することとした。

### 2 事実関係

#### (1) 現橋の現況等

##### ア 現橋の現況

小野川に架かる県道江戸崎下総線の大正橋は昭和7年、延長60.60m、幅員5.50m、設計自動車荷重6トン（道路構造に関する細則案 大正15年6月 内務省土木局）で建設されたものである。現在、現橋は狭隘橋のうえ老朽橋であり、自動車等の増加並びに大型化に伴い、車両同士のすれ違いが容易でなく、大型車は通行禁止となっている。また、歩道がないため、歩行者、自転車の通行が非常に危険な状況にある。

##### イ 現橋の架換の必要性

現橋は築橋後60年を越えており、通常の架換期（50年）を経過しているため、建設省の「橋・高架の道路等の技術基準について」に適合した橋梁（設計自動車荷重25トン）に架換えする時期が到来している。また、交通混雑の緩和、事故防止等交通安全の確保を図るためにも、現橋の架換えは緊要となっている。地元江戸崎町からも現橋の架換えについて要望が出されている。

#### (2) 現橋の架換工事等概要（現橋の位置に架換えする場合）

##### ア 工事概要

現橋の架換工事等は、老朽化による架換え及び交通緩和と交通安全の確保を図るため、平成4年度から7年度にわたる国補緊急地方道路整備事業として施工するものである。工事の区間は橋梁及び取付道路を含む、全延長260mであり、橋の架換え、カーブ区間の解消、取付道路の拡幅及び歩道の設置等の工事を施工す

るものである。

#### イ 橋の架換工事

橋の架換工事は、橋梁の中心線を現橋の左岸側で約5.00m、右岸側で約2.00m程度、ともに上流側に移行して施工するものである。架換工事の概要は、橋長が57.70m、幅員が13.40m（両側に幅員2.00mの歩道を設置）、設計自動車荷重は25トンである。

#### ウ 取付道路工事

取付道路は、左岸側で延長113.50m、右岸側で延長88.80mであり、合計延長は202.30mである。道路の幅員は12.00mである。左岸の取付道路には、左岸の橋台から40.00mの区間の両側に幅員2.50mの歩道を設置し、また右岸の取付道路にも、両側の全区間に幅員2.50mの歩道を設置することになっている。

#### (3) 橋の架換（仮橋を含む）工事の施工状況等

竜ヶ崎土木事務所長は平成5年9月17日に江東建設株式会社との間で、仮橋の建設と左岸の橋台の取り壊し工事について請負代金を3,605万円とする工事請負契約を締結している。同日、関建設工業株式会社との間で、工所用栈橋と右岸の橋台の取り壊し工事について請負代金を4,058万2千円とする工事請負契約を締結している。工事代金は前払金として、同年10月28日には江東建設株式会社に1,442万円を、同年10月14日には関建設工業株式会社に1,623万円を支払っている。

引き続き、平成6年1月13日に高木建設株式会社との間で、左岸の橋台新設と護岸工事について請負代金を4,532万円とする工事請負契約を締結している。同日、江東建設株式会社との間で、右岸の橋台新設と護岸工事について請負代金を4,161万2千円とする工事請負契約を締結している。

#### (4) 比較設計による経済性

##### ア 現橋の位置に架換えする場合の工事費概算

工事費の概算は5億1,100万円と見込まれる。主な内容は設計委託費、橋梁撤去費、栈橋（架設用）工事費、仮橋建設費、橋台新設費及び上部工事費が4億600万円であり、取付道路工事費及び家屋の補償費（5棟）が1億500万円である。

##### イ 旧木造橋の跡地に新橋を建設する場合の工事費概算

請求人が主張する現橋より7.00m程度上流側の旧木造橋の跡地に、仮に、現橋の架換え橋と同一規格の新橋を建設しようとする場合の工事費等の概算は6億7,600万円と見込まれる。主な内容は、設計委託費、栈橋（架設用）工事費、橋台新設費及び上部工事費が3億4,200万円であり、新たな取付道路工事費、家屋移転補償費（12棟）、用地買収費及び現橋の補修費が3億3,400万円である。

#### 第6 監査の結果及び判断

##### 1 現橋の位置に架換えする場合

現橋の位置に架換えする場合、現橋の架換工事にあわせて、取付道路の拡幅工事と歩道の新設工事が施工される結果、現橋付近の取付道路は、ほぼ直線となり、交通混雑の緩和、交通安全対策が十分に図られると同時に、前記5の2の(4)の比較設計から、経済的にも低額の経費で、現橋の位置に架換えすることが出来る。

##### 2 旧木造橋の跡地に新橋を建設する場合

一方、請求人が主張している旧木造橋の跡地に、仮に新橋を建設しようとする場合、現橋に近接してもう一つの橋と道路が存在することとなるが、これは経費が高額となるばかりでなく、河川管理上適切性を欠くほか、新たに漁業補償の問題及び国庫補助事業として採択されることは困難などの課題がある。

##### 3 判断

請求人は、「大正橋の架換工事については、現橋を使用しながら旧木造橋跡地に新橋を建設すれば、現在、建



設中の仮橋は不要であり、仮橋の工事に係る費用は違法な公金の支出にあたる。また、工事終了後、現橋を歩道橋として使用すれば、現橋の解体工事も不要となるので、費用がかからなくて済む」と主張しているが、監査委員は、現橋の位置に架換えする方が、旧木造橋の跡地に新橋を建設する場合よりも、合理的かつ経済的であり、また、交通緩和や事故防止に十分に対応できる最善の方法であると判断する。従って、現橋の位置に架換える場合、通行を確保するための仮橋の工事や現橋の解体工事は必要なものであり、請求人の主張は認めることはできない。



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 2, 300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)